

—子育て支援をさらに充実—

新たに高校生等の医療費の助成を始めます

多摩市は、他の自治体に先駆け、早い時期から子どもの医療費の負担軽減に取り組んできました。来年4月からは、高校生等にも対象を拡大し、18歳以下のすべての子どもたちの健康を守ります。

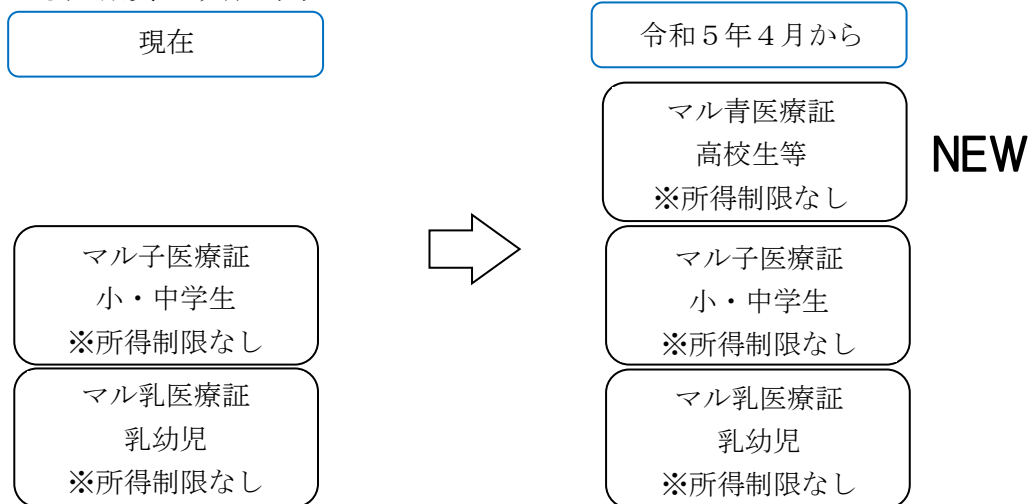
1 高校生等医療費助成制度（マル青^{あお}医療証）の新設

すべての子どもと子育て家庭を支援するために、子どもの医療費助成を拡充します。

これまで、中学生までを所得制限なしで医療費助成の対象としていましたが、令和5年4月より高校生等についても所得制限なしで医療費助成の対象とします。

※小・中学生と同様に通院1回につき上限200円の自己負担有り

○子ども医療費の助成対象



2 対象者

市内在住の高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のお子さんで次の条件を満たしている方

- (1) 国民健康保険または各種社会保険に加入している。
- (2) 生活保護・里親制度などを受けていない。
- (3) ひとり親医療費助成・障害者医療費助成を受けていない。

※新たに対象となる方には令和4年12月末頃に申請書をお届けします。

問い合わせ

子ども青少年部子育て支援課

電話：042-338-6851